



新システムによる調達業務の電子化について

■現行の契約手続

入札の際に応札者が紙の入札書に受注金額を記入・提出して入札を行い、落札後における契約締結手続は、甲乙双方が紙の契約書(案)の送付を行い記名・押印し契約締結を行っています。

【参考】紙・電子の入札及び契約手続の対比

紙による契約手続	電子による契約手続
契約書等の保管場所が必要 入札会場等までの移動が必要(費用・時間) 入札・契約締結までの処理等、対面手続が発生 手続の不備・修正による労力の発生 印紙税が発生	保管場所が不要 契約手続が社内可能 同上 システムによる正確性の向上 印紙税が非課税



令和6年度から新システムを導入しデジタル化を実現

■令和6年度以降の契約手続

新システムは、調達業務のデジタル化により民間事業者等の利便性向上及び行政事務の簡素化・効率化を実現します。なお、紙による契約手続は、これまでのとおり可能となります。

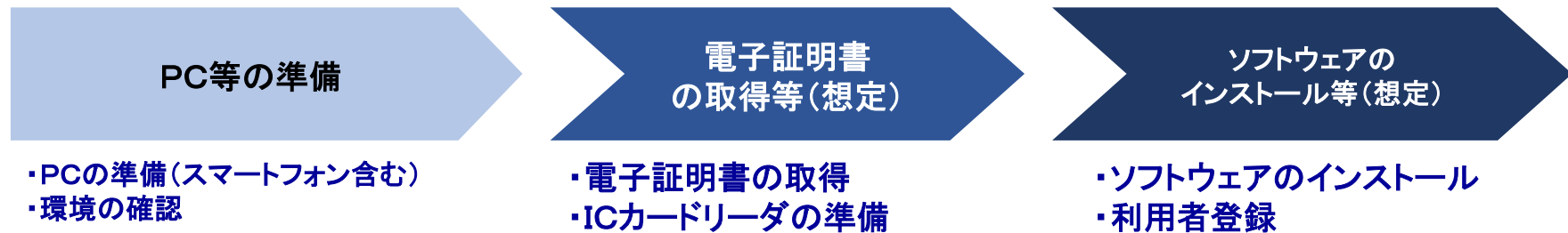




新システムによる調達業務の電子化について

■電子入札の導入

電子入札を行うためには、事前準備が必要となりますが、現在、システムの設計中であるため、詳細情報は、今後示します。



①PCの準備・環境の構築

- ・電子入札に参加するためには、インターネットに接続できる環境が必要(PC、タブレット、携帯端末)
- ・システムの設計中であるため、詳細は、別途示します。

②電子証明書の取得・ICカードリーダーの準備(想定)

- ・システムの設計中であるため、詳細は、別途示します。

③ソフトウェアのインストール・利用者登録(想定)

- ・システムの設計中であるため、詳細は、別途示します。

次期システムは、現在開発中であることから詳細情報が共有できません。
随時ホームページ情報を更新するので、ご確認おねがいたします。